

青森県報

第三千七十四号

平成二十一年
四月二十日
(月曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の発生

(水産振興課) …… 一

右 同

(西北地域
県民局) …… 一

右 同

(下北地域
県民局) …… 二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

(経営支援課) …… 二

右 同

(同) …… 三

出先機関

土地改良区の役員の就任

(上北地域
県民局) …… 四

土地改良区の定款変更の認可

(同) …… 四

右 同

(同) …… 四

土地改良事業の工事の完了

(同) …… 四

告 示

青森県告示第二百九十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百二十二条第一

項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄七番地 柳谷 一	三厩
東津軽郡外ヶ浜町字三厩釜野澤八番地 柳谷 正 則	
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間四九番地一五 佐々木 信 昭	

青森県告示第二百九十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
北津軽郡中泊町大字小泊字水澗三番地 橋本 久 雄	小泊
北津軽郡中泊町大字小泊字水澗一七番地二四 伊藤 裕	
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊二〇番地八 今 與 造	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前九一番地一 柏崎 勝 幸	下前
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一七〇番地一 藪田 俊 博	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一〇〇番地 柏崎 良 治	

五所川原市磯松赤川三番地五四	竹谷 博	脇元
五所川原市脇元赤川三九番地	成田 正義	
五所川原市脇元赤川八〇番地	葛西 梯一	
西津軽郡鰯ヶ沢町大字田中町三三番地	小山内 実	鰯ヶ沢
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町九八番地七	山本 仁之助	
西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一三番地二	富本 健嗣	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川二三四番地三	坂崎 清美	風合瀬
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇番地三	山本 隆幸	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一八九番地四	山本 忠則	

青森県告示第二百九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五番地三	野牛
下北郡東通村大字野牛字入口一〇二番地三	
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平三三五番地八	
住 吉 均	

下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二番地	越膳 稔 徳	易国間
下北郡風間浦村大字易国間字新町二五番地八	岩谷 亮一	
下北郡風間浦村大字易国間字家ノ上一六番地四五	金田 一 近 只	
上北郡横浜町字松木一〇九番地	濱谷 一二	横浜
上北郡横浜町字家ノ前川目三三番地六一	三津谷 利 雄	
上北郡横浜町字大豆田一一番地	二木 春 美	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワーズU十和田店
十和田市穂並町六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦 紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ほなみ薬局 十和田市穂並町一〇の六一 代表取締役 川上堅志郎	変 更 後	平成三・三・二九
届出年月日	平成二十一年四月九日	変更年月日	

四 届出年月日

平成二十一年四月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成二十一年四月二十日から同年八月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年八月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ほなみ薬局 八戸市大字長苗代字前田八六の 代表取締役 飛内紀是	変 更 後	株式会社ほなみ薬局 十和田市穂並町一〇の六一 代表取締役 川上玲子	変更年月日	平成二六・七・二 三・四・一
-------	---	-------	---	-------	-------------------

四 届出年月日

平成二十一年四月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成二十一年四月二十日から同年八月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年八月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	小又 良一	上北郡七戸町字後平二八八の四	平成三・三・一〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成二十一年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
二十年災農地災害復旧事業 三六一	十和田市	平成三・三・一五
" 三六二	"	"
二十年災農業用施設災害復旧事業三六一〇一	"	"

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭